

環境・農水常任委員会資料
平成27年(2015年)7月9日
滋賀県農政水産部農政課

(仮称) 滋賀県農業・水産業基本計画

(素案)

平成27年(2015年)6月

目 次

I	計画策定の趣旨	1
1	策定の背景	1
2	基本計画の性格	1
3	計画期間	1
4	計画の進行管理・評価	2
II	現状と課題	3
1	農業	3
2	水産業	13
3	農村・漁村	14
4	現行プラン策定後に生じた新たな課題	15
III	本県農業・水産業の目指す姿	17
	目指す姿（総括）	17
1	産業振興の視点	17
2	地域づくりの視点	18
3	環境配慮の視点	18
IV	重点政策	19
	新たな課題への対応	19
	目指す姿を実現するための重点政策の施策体系	20
1	力強い農業・水産業の確立	21
	(1) 元気な担い手による魅力ある経営の展開	21
	(2) 戦略的な農畜水産物の生産振興	23
	(3) 農畜水産物の魅力発信と消費の拡大	27
	(4) 担い手と地域を支える良好な生産基盤の保全	29
2	誰もが暮らしやすい活力ある農村・漁村の振興	31
	(1) 多様な主体による農地等の維持保全	31
	(2) 農村・漁村の持つ地域資源の活用	33
3	琵琶湖をはじめとする環境に配慮した農業・水産業の展開	35
V	他分野との連携施策の推進	37
VI	計画の推進	39

I 計画策定の趣旨

1 策定の背景

人口増加県であった本県においても、平成 26 年（2014 年）10 月 1 日現在の人口（推計値）は前年比較で 48 年ぶりの減少となっており、人口減少局面に入ったと推察されます。経済状況は、長期のデフレ状態からようやく回復基調にあります。これまでのような右肩上がりの経済成長は望めない状況にあります。

こうした中で、県では農業・水産業の基本計画である「しがの農業・水産業新戦略プラン」を平成 23 年（2011 年）3 月に策定し、平成 27 年度を目標年次として、その達成に向けて取り組んできましたが、農業・水産業を取り巻く環境が大きく変化する中で課題も多く残っています。

一方、国においては、平成 25 年（2013 年）12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 26 年 6 月改定）が策定され、産業政策と地域政策を車の両輪として推進することにより、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げていくとされたところです。こうした方向を踏まえながら「食料の安定供給の確保」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」に関する施策などを柱とする新たな食料・農業・農村基本計画が平成 27 年 3 月に策定され、農政改革が進められています。

このように、本県の社会経済を取り巻く環境は大きく変化するとともに、農業・水産業および農村・漁村をめぐる情勢も急激に変化し、大きな転換点にあるといっても過言ではありません。

こうしたことから、今後の中期的な施策の展開方向を示す新たな農業・水産業の基本計画を策定するものです。

2 基本計画の性格

「滋賀県基本構想（平成 27 年 3 月策定）」を上位計画とする農業・水産業部門の基本計画として位置づけ、県の農政の総合的な推進の指針としています。

3 計画期間

概ね 10 年後の本県農業・水産業の目指す姿を描くこととしますが、本県農業・水産業を取り巻く社会・経済情勢の変化や政策を進める上での不確実性等を考慮して、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）の今後 5 年間の取組を示します。

4 計画の進行管理・評価

基本計画では、具体的な数値目標を掲げ、その達成状況の把握や施策の評価等を年度ごとに行い、計画の進行状況の管理を行うとともに、その結果を公表します。

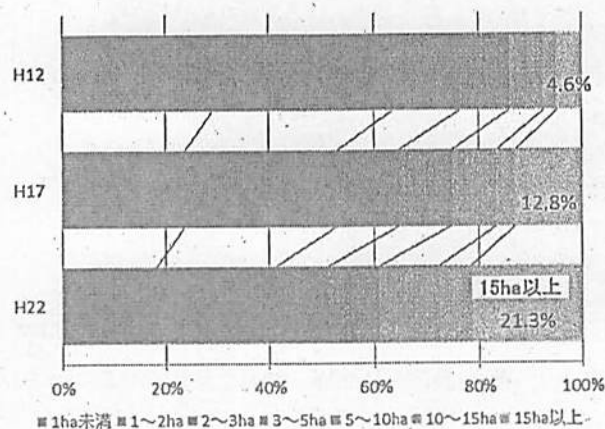
また、本県農業・水産業を取り巻く社会経済情勢の変化や施策評価を踏まえて、必要な場合は計画の見直しを行うなど、柔軟な対応を図ります。

Ⅱ 現状と課題

1 農業

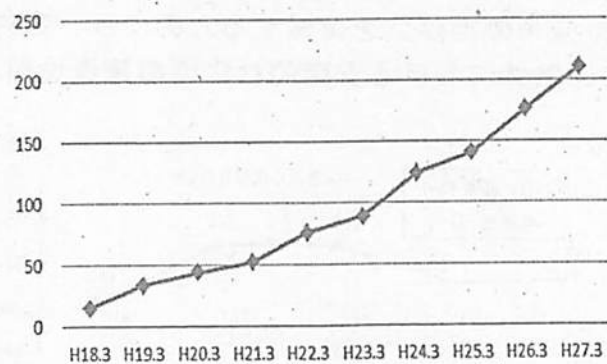
(1) 担い手

- 水田農業を支える担い手の経営面積は拡大し、15ha以上の経営体のシェアが21.3%（H22）と、平成12年からの10年間で16.7%増加しています。



農業経営体規模別 農地面積集積割合（農林水産省「農林業センサス」）

- 米価の低迷（特に平成26年産）が続く、収益性が低下してきています。
- 大規模個別経営では、農地の分散や水路・農道等の管理などが、経営の負担となってきています。
- 全国に先駆けて推進してきた集落営農では法人化が進み、集落営農型法人数は210法人（H27.3）と、過去5年間で約3倍となっています。

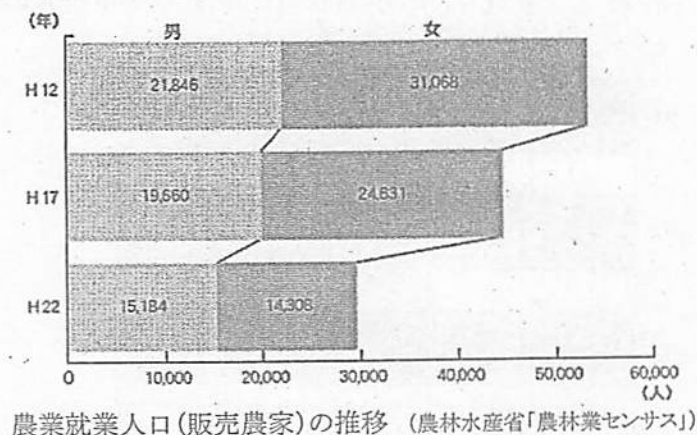


集落営農型法人数の推移（県農業経営課調べ）

- 構成員の参画意識が希薄化し、役員やオペレーターのなり手不足が課題となってきている集落営農組織が3~4割（H25実態調査）となっています。
- 経営体質の強化では、生産に加え新たに6次産業化に取り組む意欲ある農業者が増えていますが、所得の向上につながる取組への支援が求められ

ています。

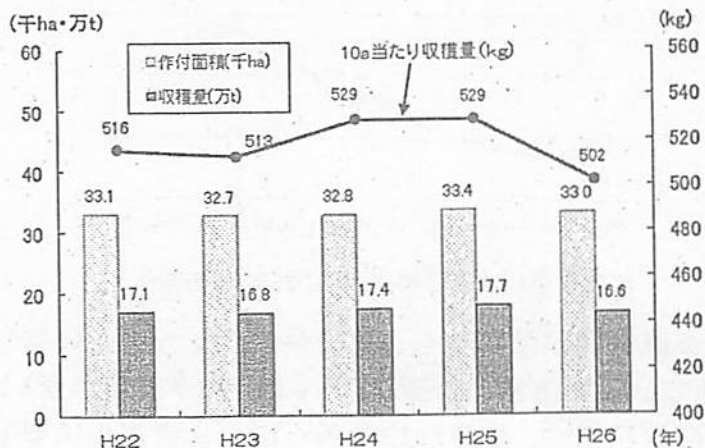
- 新規就農者は法人等への就職者を中心に増加し、過去5年間では、毎年100名程度が新たに就農しています。大きく変化する経営環境にあって、求められる人材が多様化しており、それらに対応できる新規就農者の育成・確保が必要です。
- 農業就業人口のうち、女性は48.5% (H22)を占めていますが、農村社会では、指導的役割や経営主の多数を男性が占める状況にあります。



(2) 農業生産

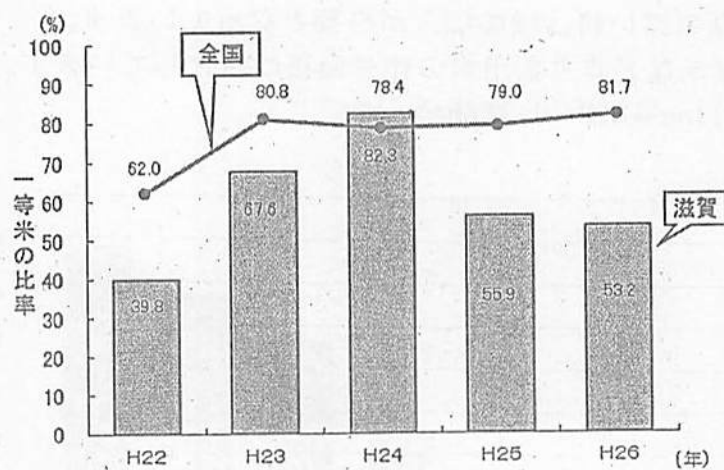
① 水稻・麦類・大豆など土地利用型作物

- 主食用米の需要は、全国で毎年8万tずつ減少すると見込まれる状況の中で、平成30年産米から行政による米の生産数量目標の配分が廃止されることから、農業者および農業者団体自らが本県産米の安定的な需要を確保するとともに、需要に応じた生産に取り組む体制づくりを進める必要があります。
- 本県は、近畿地域では唯一、消費量より生産量の多いいわゆる米移出県であるため、本県産米の需要を確保するためには、県内需要の確保(地産地消)に加えて、県外における安定的な需要の確保を図る必要があります。



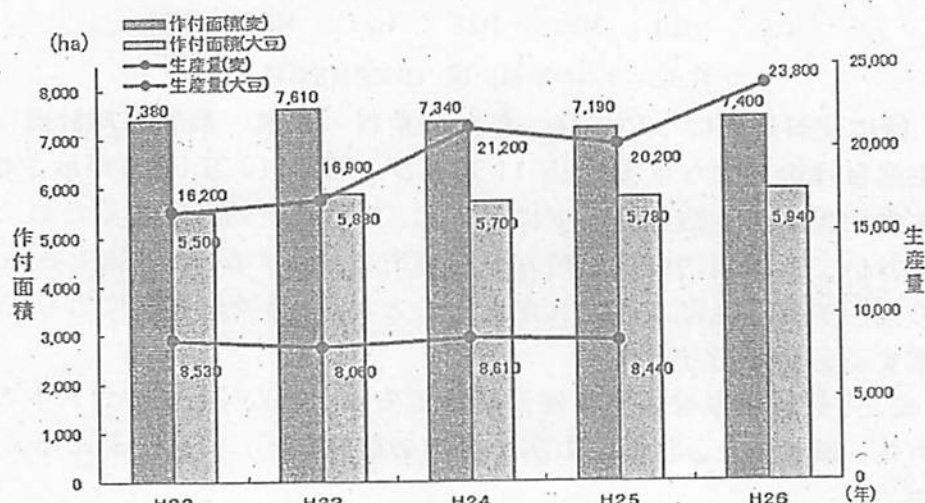
- 主食用米の品質は、近年、高温障害などの異常気象により低迷しており、これに対応するため、技術改善を進めてきましたが、1等米比率は全国平均を下回る年が多く(本県:約66%、全国:約77%(H16~25の10年平均))、さらなる技術改善や品種転換が必要となっています。

(翌年10月末現在 平成26年は当年11月末現在)



水稻の1等米比率 (農林水産省「穀物検査成績」)

- 麦類・大豆とも収穫量は全国6位であり、主産県となっています。



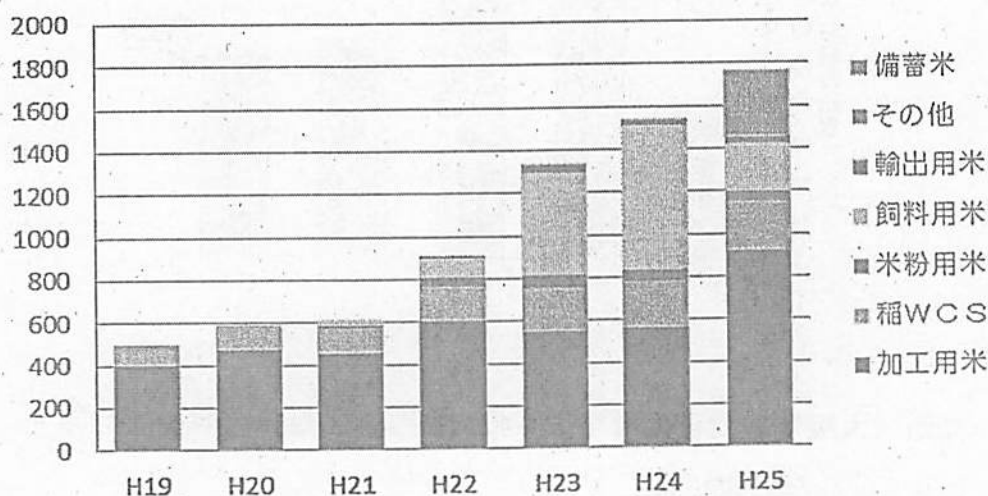
麦・大豆の生産状況 (農林水産省「作物統計調査」)

- 麦類・大豆は、地域ぐるみの土地利用調整の下で団地化(ブロックローテーション)が定着しており、その作付のほとんどが担い手に集積(麦類:97.5%(H25)、大豆:93.6%(H25))しています。
- 麦類は、近年、需給バランスがおおむね良好な状態となっていますが、実需者からいわゆる転作作物の位置づけではなく、本作として作付の安定化と年次間や地域間でバラつきが大きい品質・収量の安定化が求められて

おり、播種前契約を基本とする作付の本作化を進めるとともに、品種転換や技術改善が必要となっています。

- 大豆は、遺伝子組み換えでない国産大豆の需要が伸びており、価格が高騰していることから、作付拡大が求められています。
- 収量・品質の安定化とともに生産コストの削減を図る大豆300A技術への取組は増加していますが、近年、単収が伸び悩んでおり、その原因解明や収量性の高い新品種の導入が必要となっています。
- 新規需要米など非主食用米の作付面積は拡大しています。

(H21: 611ha→H25: 1,764ha)
ha



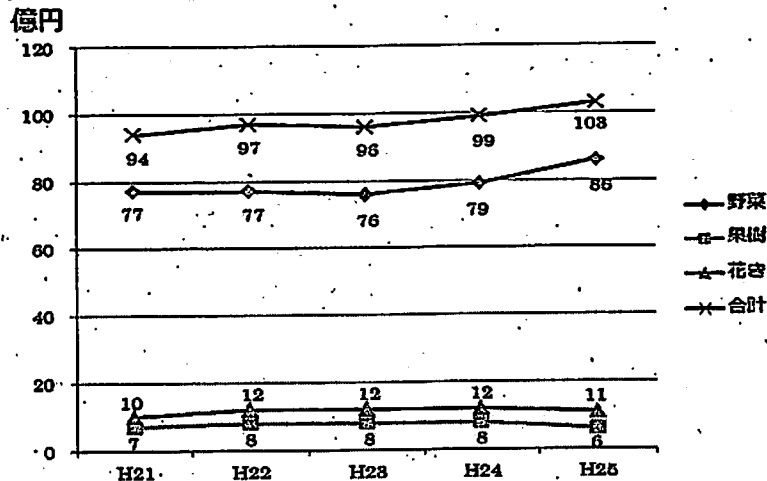
非主食用米の取組面積（県農業経営課調べ）

- 特に飼料用米については、新たな食料・農業・農村基本計画において、生産目標の大幅な拡大(H25:11万トン→H37:110万トン)が示されており、主食用米の生産数量の減少に対応し、水田を有効活用するためには、本県においても積極的な取り組みが必要であります。畑作物である麦や大豆の集団栽培を阻害する恐れがあることから、地域の実情に応じて慎重に推進する必要があります。
- また、飼料用米は販売単価が極めて安いことから、生産コストの削減(省力化、単収向上、収量性の高い品種の選定など)対策を進める必要があります。

②野菜・果樹・花き・茶

- 水田率が92%と高く、土地利用型水田作経営が中心であるため、野菜を水田農業における戦略作物と位置づけ、野菜等園芸品目との複合経営を推進しています。
- 販売用野菜の作付面積は増加しているものの、依然として野菜、果樹、花きなど園芸作物の生産量が少ない状況にあります(H25年産出額:野菜

45 位、花き 44 位、果樹：47 位）。



園芸作物の産出額の推移（農林水産省「農業産出額および生産農業所得」）

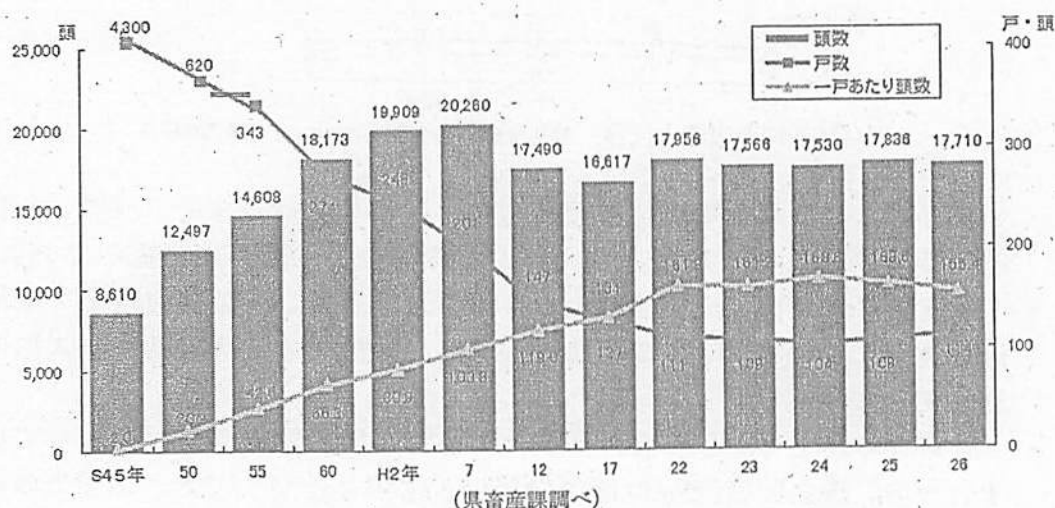
- ・ 水田における野菜等園芸品目生産は、湿害を受けやすく、収量、品質が不安定であることに加え、労力がかかるため、生産が伸び悩んでいます。
- ・ 園芸品目については、地域（JA単位）で品目ごとの部会組織で産地が形成されているため、産地規模が小さく、大型化する実需者ニーズに応えきれいていません。
- ・ 消費者の安全・安心志向が高まっており、農産物直売所は賑わっています。一方、農産物直売所の増加に伴い、他店と差別化でき、集客力のある目玉商品の開発、年間を通じた品揃えの充実が課題です。
- ・ 県内を訪れる観光客は増加傾向にあり、県観光振興指針において、滋賀ならではの「食」や「特産品」の一体的な魅力発信による観光ブランドの向上を目指しています。
- ・ 茶価低迷を面積拡大で補ってきましたが、茶園が分散しているため、効率的な作業が困難です。また、後継者不足により、産地維持が困難となっており、荒廃茶園が増加しています。
- ・ 1人当たりの茶購入量の減少に伴い、リーフ茶の需要が減少し、荒茶価格が低迷しています。
- ・ 県内外において、「近江の茶」の知名度は低く、消費者に認知されていません。

③畜産

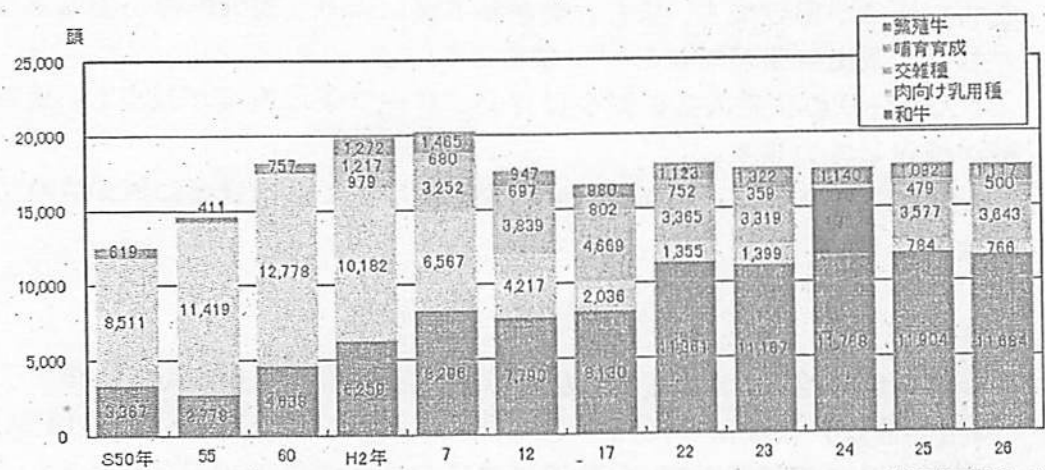
- ・ 牛肉の算出額は 54 億円で、畜産の産出額の約 5 割を占めています。
- ・ 肉用牛農家戸数は徐々に減少していますが（H17：127 戸→H26：114 戸）、1 戸当たりの飼養頭数は、北海道に次いで全国 2 位の規模となっています（H26：155.4 頭/戸）。
- ・ 飼養されている肉用牛のうちの約 7 割が「近江牛（うし）」である黒毛和

種、交雑種が横ばい、肉向け乳用種が大きく減少する一方で、近江牛(うし)の飼養頭数は増頭を続け(H17: 8,130頭→H26: 11,684頭)、繁殖雌牛頭数も繁殖肥育一貫経営の推進により増頭してきました(H17: 980頭→H26: 1,117頭)。しかし、平成22年頃から、飼養頭数は伸び悩み、規模拡大も頭打ちになっています。

- さらに、平成22年の宮崎県での口蹄疫の発生や平成23年の東日本大震災の影響とともに繁殖農家の高齢化による全国的な繁殖雌牛の減少が、和牛子牛の頭数不足と価格の高騰を招き、繁殖用、肥育用ともに今後の子牛の確保が難しくなっています。



- 酪農の産出額は26億円と畜産の産出額の23%を占めていますが、高齢化と後継者不足から農家戸数(H17: 112戸→H26: 68戸)、飼養頭数(H17: 5,444頭→H26: 3,536頭)とも大きく減少し、生乳生産量が減少しています(H17: 29,166t→H26: 22,775t)。



※昭和60年までの肥育育成牛は肉向け乳用種および和牛を含む。平成2年以降の肥育育成牛は和牛・乳用種を含む
 ※平成24年は調査方法変更により交雑種と肉向け乳用種の合計数値を記載。

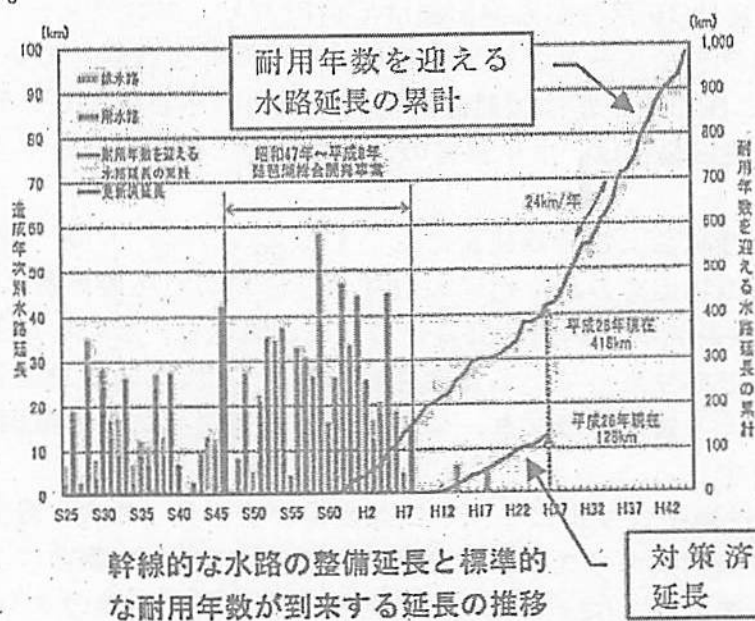
(県畜産課調べ)

- ・ 世界的な穀物需給や外国為替相場等により配合飼料価格が高水準で推移し、輸入飼料に依存する畜産経営の収益性を低下させています。加えて、輸入粗飼料の価格も上昇しており、酪農経営や肉用牛経営を圧迫しています。
- ・ 今後は、水田を活用した自給飼料の生産・利用の一層の拡大を進めるとともに、「近江牛(うし)」の増頭のためには、繁殖肥育一貫経営の推進だけでなく、酪農経営の強化と酪農家の乳用牛を借り腹として活用した和牛子牛の県内確保に取り組む必要があります。併せて、販売戦略に基づく、より購買力の高い「近江牛」のブランド力の強化が必要です。
- ・ 養豚経営は10戸ながら産出額は6億円あり、エコフィードの取り組みや、一部プライベートブランドとして有利販売を展開しています。
- ・ 養鶏は、採卵鶏経営は大部分が地産地消の強みを活かした経営となっており、肉養鶏経営は、本件特産の「近江しゃも」を中心とする経営を行っています。
- ・ 今後は、養豚および養鶏経営においてはエコフィードの一層の利用促進、飼料用米の利用等の地産地消の取り組みを進める必要があります。
- ・ 飼料や生産資材の調達や畜産物の加工、流通取・販売など多くの関係者との関係で成り立っている畜産経営においては、地域の生産者や関係者との連携による畜産クラスターの取り組みを活用した生産振興を図ることが有効です。
- ・ 高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の畜産業、社会、経済に影響の大きい家畜伝染病のリスクが世界的に高まっています。農家における飼養衛生管理水準の向上による発生予防対策の徹底と発生時のまん延防止体制の整備等、危機管理体制の強化を図る必要があります。
- ・ 家畜を快適性に配慮し、適正な環境で適正に飼養することは、病気の発生を予防し、生産性の向上に寄与します。我が国の実態に対応して示されたアニマルウェルフェアの指針の周知・普及を図る必要があります。
- ・ 生産段階における畜産物の安全性向上および家畜の疾病予防の観点だけでなく、販売先や輸出先への訴求力を高めるため、農場 HACCP 普及・定着を推進する必要があります。・ 肉用牛、乳用牛ともに全国的な子牛不足により価格が高騰し、さらに飼料費の上昇により畜産経営が悪化しています。
- ・ 酪農および肉用牛の飼養技術の高度化と大規模化に対応するため、ロボット等の省力化機械の経営規模に応じた計画的な導入を進める必要があります。また、家畜の能力の向上とともに、より精密な管理が求められる繁殖管理に ICT を活用した高度な飼養管理システムを開発し、導入する必要があります。
- ・ 耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用を平成27年に80%まで向上しよう

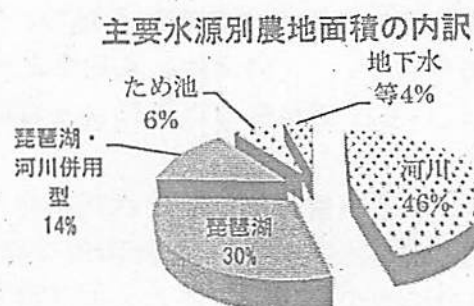
とすることで、平成26年の利用率は67%であり、伸び悩み状況にあります。

(3) 生産基盤

- 本県の農村地域には、基幹水利施設として農業用ダムや揚排水機場などが125箇所、末端の水利施設を含めた農業用の用排水路にあっては、総延長で約13,000kmにも及ぶ膨大な水路が張り巡らされ、水田農業を支えています。
- しかし、その施設の多くは、整備後30年以上が経過するなど、年々老朽化が進行し、揚水機の緊急停止や漏水事故などの突発的な事故が多発しています。



- 特に、本県では琵琶湖を水源とする逆水施設が多く、漏水事故などが発生すれば、農業生産だけでなく、地域住民の生活にも影響を及ぼすことが懸念されます。このことから、農業水利施設の効率的かつ計画的な保全更新対策の推進が求められています。



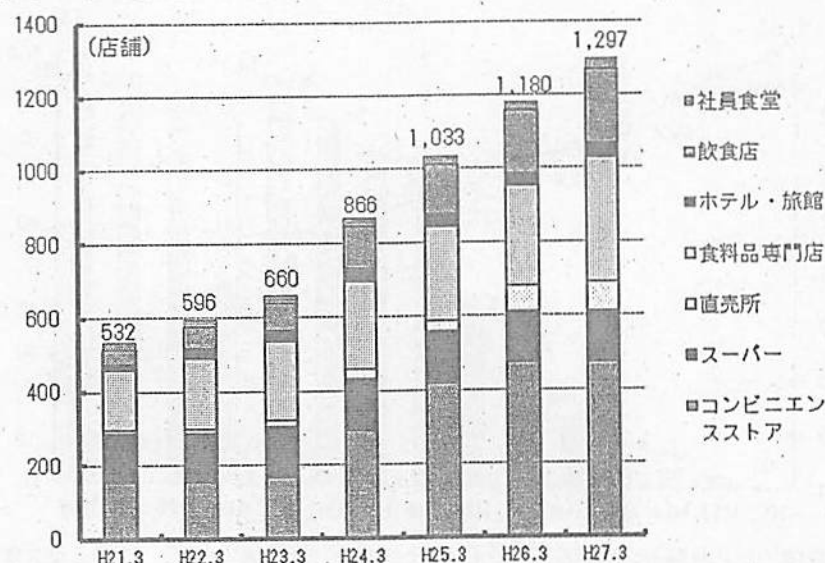
- 担い手に農地を集積し、農業の競争力を強化するためには、省力化や汎用化に向けた区画拡大や暗渠排水の整備、末端の農業用の用排水路の補修

等、地域の実情に応じた生産基盤の保全・整備が必要です。

- ・ 基幹的な農業水利施設は、主に土地改良区によって適切に管理し、安定した農業用水を供給するとともに、多面的な機能の発揮など、本県の水田農業を支えています。しかし、農業者の減少・高齢化、混住化が進行し、施設の維持管理体制が脆弱化してきています。
- ・ また、社会情勢の変化等により土地改良区の運営は逼迫し、農家負担の増高が懸念されることから、合理的な水利用等による省エネ・省力型の施設管理を行うことが求められています。
- ・ さらに、農地の集積・集約化や、作付体系の変化等、多様化する水田農業に対応する施設管理が求められています。

(4) 消費

- ・ 「おいしが うれしが」キャンペーンの推進など地産地消の取組が進んでいます。（登録店舗の拡大 H21 年：596 店→H26 年：1,297 店）



「おいしが うれしが」キャンペーン登録店舗数の推移（県食のブランド推進課調べ）

- ・ 近江米、近江牛、近江の茶、湖魚について県産農畜水産物の主要品目として県外に発信し、ブランド化を推進していますが、近江米は近畿以外で、近江の茶、湖魚は、滋賀県以外で認知度が低い状況にあります。
- ・ ニゴロブナなどの湖魚については、これまでの不漁や魚食離れも相まって市場が縮小しており、需要が伸び悩んでいます。
- ・ 県内卸売市場の県産野菜の入荷率は、生産量が伸びないこともあり、低迷しています。（H19：24.9%→H24：26.1%）
- ・ 環境こだわり農産物の認知度は向上しつつあります。（県政世論調査 H22：36.1%→H26：43.5%）
- ・ 「秋の詩」など県独自品種の作付割合は横ばい状況にあります。

(H21 : 15%→H26 : 16%)

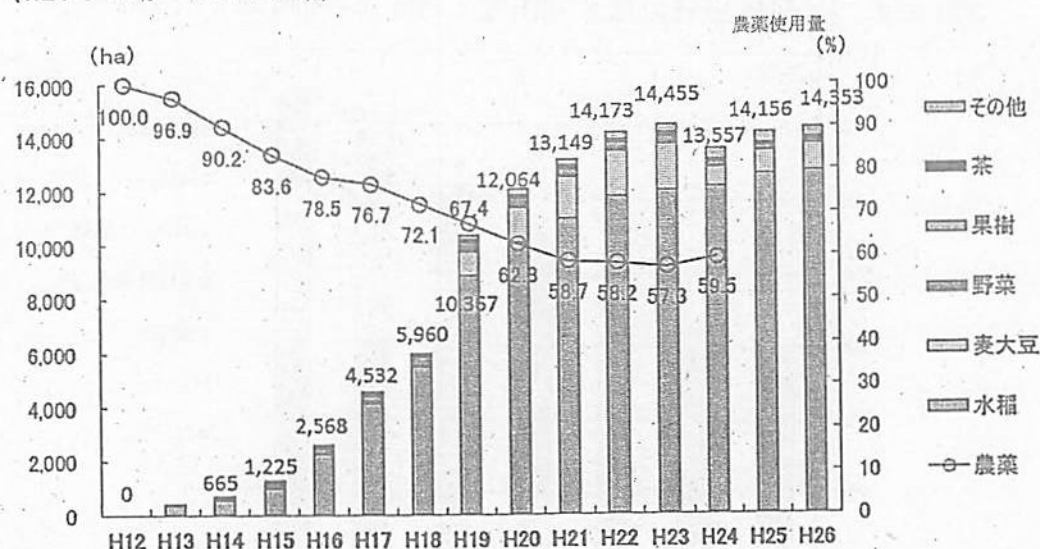
- 農業生産工程管理 (GAP) の取組組織は増加しています。

(H21 : 51 組織→H26 : 126 組織)

- 今後は、近江米、近江牛、近江の茶、湖魚など県産農畜水産物のブランド化の推進、環境こだわり農産物の需要・消費拡大、認知度のさらなる向上、みずかがみ等、県産育成水稻品種の作付拡大などが必要です。

(5) 環境保全

- 化学合成農薬の使用量は減少しています。(H12 年使用量削減比 H21 : 33%→H26 : 41%)
- 魚のゆりかご水田など豊かな生き物を育む水田の取組面積は増加しています。(H21 : 111ha→H26 : 221ha)
- 水稻の環境こだわり農産物の栽培面積は伸び悩みの状況にあります。(H21 : 33%→H26 : 41%)



環境こだわり農産物栽培面積と化学合成農薬使用量の推移 (県農業経営課調べ)

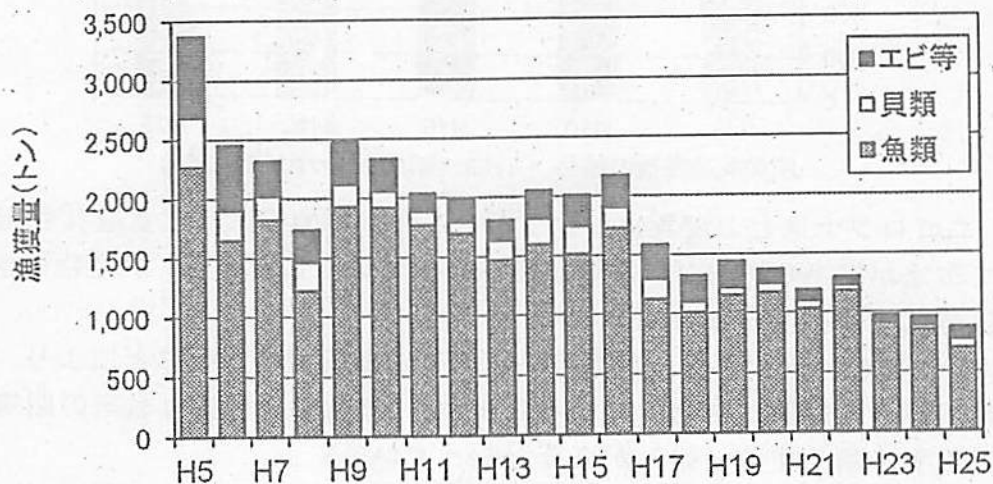
- 環境こだわり農業や流域単位での農業排水対策に取り組むものの、代かき・田植期の河川の透視度は近年横ばい状況にあります。
(流域単位での農業排水対策取組面積 H21 : 14,978ha→H25 : 16,145ha)
- 耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用を平成 27 年に 80% まで向上しようとする中で、平成 26 年の利用率は 67% であり、伸び悩み状況にあります。
- 環境こだわり農業をより一層推進する中で、県内産の家畜ふん堆肥を積極的に活用することが必要です。
- 食料・農業・農村基本計画において飼料用米等の生産拡大が位置づけられ、国では生産努力目標の確実な達成に向けて必要な支援が講じられる。
- 飼料自給率を向上することで、飼料輸送に伴う化石燃料の節減に寄与で

きます。

- ・ 水田由来の地域産飼料を活用した畜産物に対する消費者理解の醸成により、飼料用米や稲 WCS 利用を促進することが必要です。
- ・ 近江牛の貴重な飼料である稲わらの県内自給率は約 7 割であり、地域産資源の活用が必要となっています。
- ・ 水産有害生物駆除の実施により、外来魚の生息量は減少していますが、在来魚の回復のためには、さらなる駆除が必要です。
(外来魚生息量 H20 : 1,400 トン→H25 : 916 トン)
- ・ こうしたことから、環境こだわり農産物の取組面積のさらなる拡大、農業排水対策のより一層の取組拡大、豊かな生きものを育む水田の取組など生物多様性の維持・回復対策の推進などの取組が必要です。
- ・ また、低炭素社会の実現に向けた取組も引き続き必要です。

2. 水産業

- ・ 琵琶湖漁業の漁獲量は、ニゴロブナが、平成 20 年の 39 トンから平成 22 年には 24 トンに減少したものの、平成 25 年には 39 トンまで増加し、ホンモロコが平成 20 年の 10 トンから平成 25 年には 16 トンまで増加するなど、一部の魚種では増加の兆しがみられるものの、漁獲量の変動の大きいアユなどが減少しているため、琵琶湖漁業全体の漁獲量は減少傾向にあります。(琵琶湖漁業の漁獲量 H20 : 1,368t→H25 : 871t)

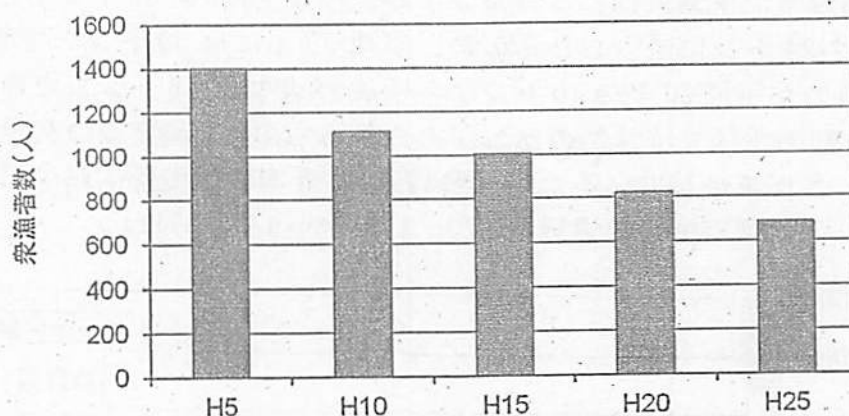


琵琶湖漁業の漁獲量(外来魚を除く)の推移 (近畿農政局「近畿農林水産統計年報」)

- ・ 在来魚介類資源が著しく減少しているため、種苗放流によって資源を補うことが必要となっています。
- ・ 減少した在来魚介類の産卵・繁殖場を回復させるため、湖辺のヨシ帯造成や湖底の砂地造成を進めてきましたが、在来魚介類の回復のためには、さらなる造成や再生産の助長が必要となっています。

(砂地造成 H21 : 13.5ha→H26 : 51.0ha)

- ・ 水草の異常繁茂が原因で湖底が泥化や貧酸素化し、セタシジミやホンモロコ稚魚の生息環境が悪化しているため、水草の繁茂抑制や湖底環境の改善が必要となっています。
- ・ 外来魚については、漁業者が行う刺網や小型定置網などによる駆除に加え、電気ショッカーボートなどを用いた効率的な駆除に取り組んだ結果、外来魚生息量は減少傾向にあります。在来魚の回復のためには、さらなる駆除が必要となっています。(外来魚生息量 H20 : 1,400t→H25 : 916t)
- ・ カワウについては、エアライフルを用いた駆除などに取り組んだ結果、春の生息数は減少傾向にあります。漁業被害の低減のためには、さらなる駆除が必要となっています。(H20 : 37,865 羽→H26 : 8,429 羽)
- ・ 在来魚介類の資源回復を促進するため、親魚を獲り残すことで再生産を確保する資源管理型漁業の推進が必要となっています。
- ・ 琵琶湖漁業の漁業就業者は減少しており、新規就業者の確保が必要となっています。(H20 : 824 人→H25 : 687 人)



漁業就業者数の推移 (近畿農政局「漁業センサス結果報告書」)

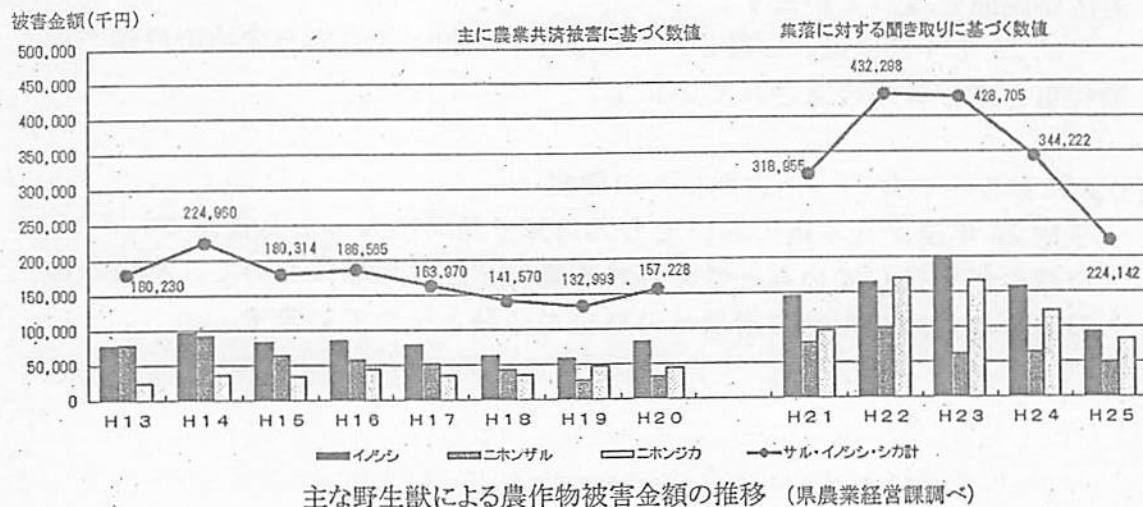
- ・ ニゴロブナなどの湖魚については、これまでの不漁や魚食離れも相まって市場が縮小しており、需要が伸び悩んでいることから、水産物の消費・流通拡大が必要となっています。
- ・ 河川等の内水面では、遊漁者の減少や漁場環境の悪化などにより、漁業協同組合の経営が悪化していることから、種苗放流や釣り教室の開催など、遊漁者を増やす取り組みが必要となっています。
- ・ 本県ならではのビワマスや淡水真珠などの需要が高まりつつあるため、これら魚介類養殖の振興が必要となっています。

3 農村・漁村

- ・ 農家数の減少、農業従事者の高齢化、土地持ち非農家の増加に伴い、水路や農道を維持管理する共同活動や、集落行事への参加率が低下するなど、

農業への関心が薄れ、農村の集落機能が低下してきています。

- ・ 集落機能の高さを示す指標のひとつとして、集落内の寄り合い回数は、年間平均 17.8 回と全国で最も多い状況にあります。
- ・ 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策においても、県、市町、県土地改良事業団体連合会などと構成する地域協議会が中心的な役割を担い事業推進を図ってきた結果、共同活動については、農振農用地全体の 3 分の 2 で取り組まれ全国第 3 位の取組率となっています。
- ・ 特に、中山間地域など生産条件の不利な地域では過疎化や高齢化の進行により、農業生産活動の継続だけでなく、集落共同活動が困難な状況にあります。
- ・ 野生獣による農作物の被害額は減少しているものの依然高い水準にあります。(H24: 347 百万円→H25: 227 百万円)。



- ・ 体験活動のメニューの充実や県の情報発信などにより都市と農村の交流が行われ、農業体験者数は年々増加傾向にあります。農村地域では人口減少や高齢化が加速的に進んでいることから地域の受入れ体制が不足しているという現状でもあります。
- ・ 農村・漁村地域の防災面では、県下に 1,500 箇所あまりのため池や耐震化の必要な農道が 13 橋あり、農村の防災・減災が求められています。
- ・ こうしたことから、今後は、地域における水路・農道等の保管理体制の再構築、中山間地域の農業生産活動の維持、地域資源を活かした農村地域の活性化、獣害対策の取組集落の一層の拡大などが必要です。

4. 現行プラン策定後に生じた新たな課題

(1) 農政改革の進展

「強い農林水産業」とともに「美しく活力ある農山漁村」を創り上げ、

農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指して国において、「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定（平成 25 年 12 月策定、平成 26 年 6 月改定）されました。この方向に沿って、現在農政改革が進められているところであり、次のような新たな課題が生じています。

- ・ 農地中間管理機構の活用による担い手への農地の集積・集約化
- ・ 米の直接支払交付金の廃止（平成 30 年産から）
- ・ 米政策の見直しに伴う需要に応じた作付け（平成 30 年産米から行政による米の生産数量目標の配分廃止）

(2) 農畜産物の貿易交渉への対応

日本は、平成 25 年 7 月に TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉に参加を表明しました。交渉は平成 27 年 6 月現在も継続していますが、その結果によっては、本県農業・農村に大きな影響を及ぼすことから、その対応が課題となっています。

平成 26 年 4 月には、日豪 EPA により、牛肉、豚肉等畜産物の段階的な関税引き下げ等が合意されています。

(3) 人口減少への対応・地方創生への取組

平成 26 年度から本県においても人口減少局面に入ったと推定されます。人口減少が先行していると考えられる農村・漁村地域において、本格的な人口減少に対応した地方創生への取組が必要となっています。

Ⅲ 本県農業・水産業の目指す姿

目指す姿（総括）

琵琶湖をはじめとする環境との調和を図りながら、需要に即した安全・安心な農畜水産物を安定的に生産・供給できる、産業として競争力のある農業・水産業が確立されています。

また、農村・漁村が有する農地等の地域資源が適切に保全され、多面的機能が維持発揮されるとともに、多様な人の参画のもとで魅力と活力のある地域づくりが進んでいます。

こうしたことを通じて、県土の保全や先人が守り育ててきた琵琶湖をはじめとする美しい自然、近江の文化・風土の継承に貢献しています。さらに、環境こだわり農業に代表されるように、人々の営みと琵琶湖など環境との調和を目指した取組の積み重ねを通じて、県内で生産される農畜水産物の価値が理解され、県内外から高い評価を得ています。

本県農業・水産業の概ね10年後（2025年度）の目指す姿を、産業振興、地域づくり、および環境配慮の3つの視点から描いています。なお、これら3つの視点は相互に密接に関係しています。

1 産業振興の視点

（人づくり）

- ・ 女性や若者など農業・水産業を営む意欲あふれる人材が確保され、地域との連携・協力のもとで、担い手による力強い持続的な経営が展開されています。また、小規模・副業経営など多様な農業者や漁業者が生産活動を行っています。

（ものづくり）

- ・ 県内農地の大半を占める水田が最大限に活用され、水稻と麦・大豆、野菜等を組み合わせた生産性の高い水田農業が確立されています。また、市場や消費者の需要に即して、より安全で安心な農畜水産物がコストの削減を図りながら、安定的に生産・供給されています。
- ・ 近江米、近江牛（うし）、近江の茶、湖魚のほか近江の野菜などの魅力が広く県外に、さらに海外へ発信され、ブランド力が高まっています。県内では、生産者と消費者の結びつきが強まり、地産地消の取組が広がっています。

(場づくり)

- ・ 地域における話し合いにより、耕作者や土地持ち非農家等が相互理解のもとで、農業水利施設などの生産基盤が良好な状態で維持・保全されています。また、琵琶湖における漁場や産卵繁殖場が適切に保全されています。

2 地域づくりの視点

- ・ 耕作者だけでなく土地持ち非農家や地域住民など多様な主体が地域の実情に応じた将来像を話し合い、役割分担しながら農地等の地域資源の保全に取り組んでいます。
- ・ 福祉や教育、観光などの他分野との連携のもとで、「食」や「農」を通じたさまざまな交流活動が展開されるとともに、農村・漁村の持つ豊かな地域資源を活用して新たな価値が生み出されています。

3 環境への配慮の視点

- ・ 環境こだわり農業が定着し、環境に配慮した生産活動や生物多様性を守るための活動が広く行われています。琵琶湖や内湖においては、水草や外来魚対策等が進み、豊かな水産資源が保全されています。

IV 重点政策

新たな課題への対応

農地中間管理事業の実施、経営所得安定対策の見直し、米政策改革、日本型直接支払制度の実施など農政改革の進展、TPPなど農畜産物の貿易交渉への対応、人口減少・地方創生など新たな課題への対応が求められています。

このため、産業振興の視点、地域づくりの視点、環境配慮の視点から、特にこれらの課題に対応していくため、以下の取組を推進します。

○産業振興の視点

県の農畜水産物には、長年培われた特別の生産方法や気候・風土・土壌などの生産地の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った産品が多く存在しています。そこで、地理的表示保護制度（GI）を積極的に活用することにより、ブランド力を強化して、県産農畜水産物の魅力発信と消費拡大を図り、海外への輸出拡大を促進します。

6次産業化・農商工連携、観光事業者との連携など経営の多角化を図り、担い手の経営体質の強化を進めます。そのためには、求められる人材も多様化しており、これらに対応できる新規就業者の確保・育成を図ります。

本県の主力農畜産物である米については、買取り方式を基本とする卸売業者や大口需要者との安定取引を促進します。近江牛（うし）について子牛の哺育・育成や繁殖雌牛管理を行うキャトル・ブリーディング・ステーションの整備を進めます。

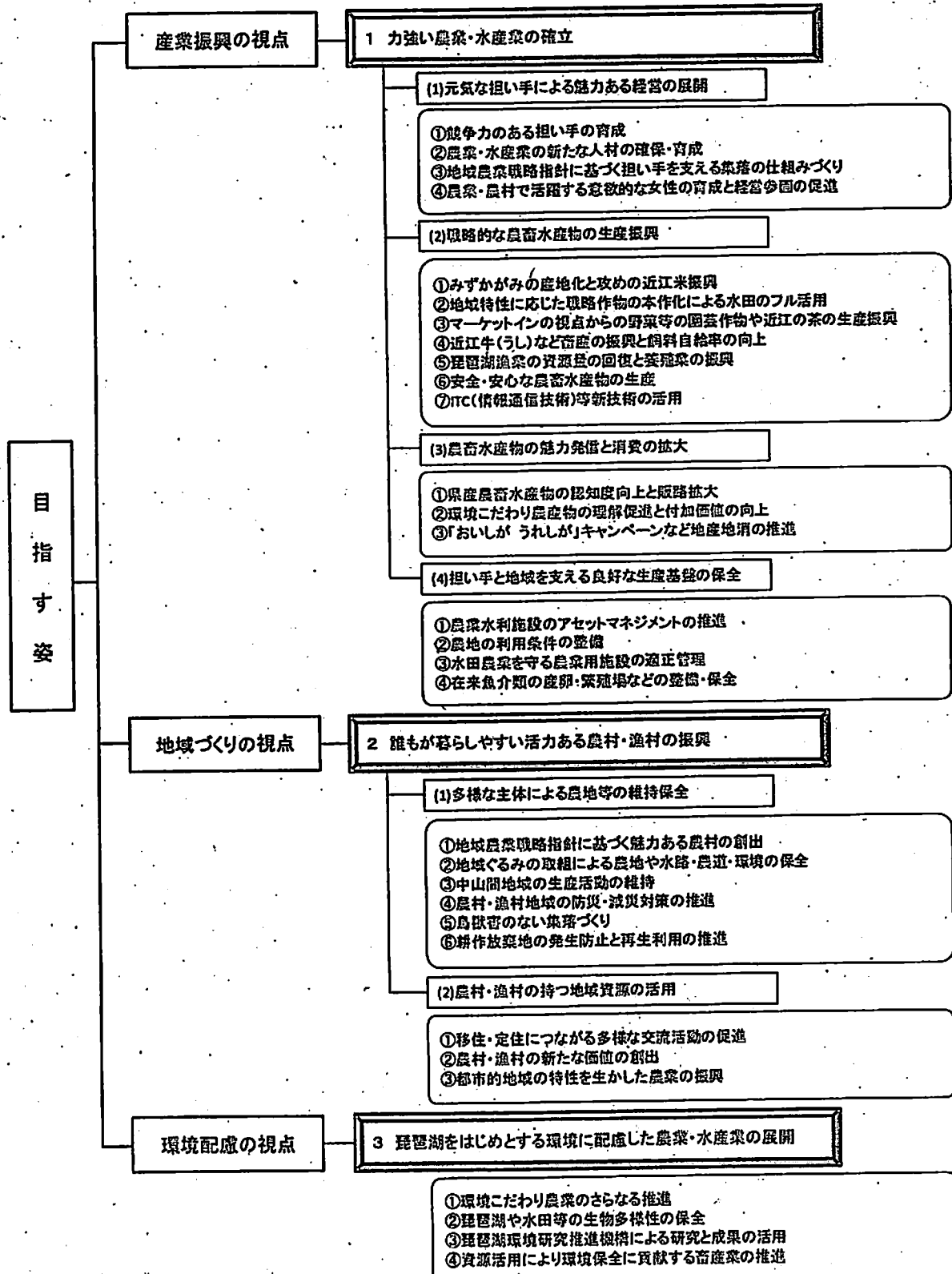
水田農業の担い手の経営が持続的に発展していくために、「地域農業戦略指針」に基づき、集落自らが将来の農業・農村の目指す姿を描き、その実現のための話し合いを関係機関・団体と一体的に進めます。

○地域づくりの視点・環境配慮の視点

農業水利システムと魚のゆりかご水田が織りなす琵琶湖と共生する滋賀の環境こだわり農業について、県独自の農業システムとして「世界農業遺産」の認定を目指した取組を促進します。

目指す姿を実現するための重点政策の施策体系

10年後の目指す姿を実現するため、3つの視点から重点政策を立て、今後5年間で重点的に取り組む施策を体系で示しています。



1 力強い農業・水産業の確立

(1) 元気な担い手による魅力ある経営の展開

①競争力のある担い手の育成

複合化、6次産業化など経営の高度化、および農地の集積等による生産コストの低減、作業の効率化をすすめることにより、収益の増加を図り、競争力のある担い手を育成します。

- ・普及事業・試験研究による技術・経営革新を総合的に支援
- ・経営体質の強化に向けた複合化や法人化、集落営農型法人の広域化などへの支援の充実
- ・稲WCS等のコントラクター(作業受託組織)の充実・強化
- ・6次産業化に取り組む農・水産業者の拡大と所得向上の実現に向けた支援
- ・農・水産業者と商工・観光事業者等との連携の促進
- ・集落の話し合いの推進により、担い手(個別経営、集落営農組織)への農地の集積を促進
- ・農地中間管理機構の活用により、企業を含めた新規参入者に対する農地の貸付けを推進
- ・担い手確保が困難な地域で農業を継続する仕組みづくりを支援

②農業・水産業の新たな人材の確保・育成

体験等を通じた就業意欲の喚起から就業相談、技術の習得、さらに就業後の定着を図るための技術・経営指導まで、切れ目のない対策を講じ、経営を取り巻く環境に対応できる多様な新規就業者の確保・育成を図ります。

- ・新たな人材の確保に向け、教育機関との連携を強め、中学生、高校生、大学生等の農業体験等を通じた職業選択の意識を喚起
- ・農業大学校における専門技術や経営の学習の充実と就農支援
- ・県内大学生等の農業法人等へのインターンシップの推進
- ・就農希望者に対する就農・就職等に関する情報提供や相談活動、就農準備への支援
- ・新たな漁業就業者の確保に向け、必要な技術や知識の習得機会を提供するための実地研修などを実施
- ・農業法人等への就職するためのマッチング機会の充実
- ・普及事業による新規就農者の定着に向けた技術・経営指導の充実

③地域農業戦略指針に基づく担い手を支える集落の仕組みづくり

集落の話し合いに基づいて、担い手をはじめ、集落の農業者と住民が互いに支え合い、地域農業の持続・発展と農による地域再生を目指す活動が実践されるよう推進します。

- ・ 集落自らが地域の実情に応じた将来の農業・農村の姿を描き、その実現に向けた話し合いを、関係機関・団体と一体となって推進
- ・ 集落リーダーの育成、専門家の派遣、普及事業等による集落の実践支援

④農業・農村で活躍する意欲的な女性の育成と経営参画の促進

生活者や消費者の目線でアイデア豊富な女性が、その感性を農業経営で発揮できる場づくりと、農業・農村の活性化に向けた取組を推進します。

- ・ 女性の感性や能力を活かしたアグリビジネスの取組や起業への支援
- ・ 経営者能力を有する女性の育成
- ・ 女性が経営者能力を発揮できる農業法人の育成

【成果指標】

- 地域農業戦略指針に基づき、今後の農業・農村の目指す姿を描きその実現に向けた計画を策定する集落数
- 新規就農者数
- 新規漁業就業者数

(2) 戦略的な農畜水産物の生産振興

①みずかがみの産地化と攻めの近江米振興

「みずかがみ」の産地化をはじめ、県内外の需要を切り拓く滋賀ならではの特色ある米づくりを進めるとともに、買取り方式を基本とする契約栽培を進めることにより、本県産の主食用米の生産数量の維持・確保を図ります。

- ・ 高品質でおいしい（特A）「みずかがみ」の産地体制の確立を支援
- ・ 主力品種の「コシヒカリ」および「秋の詩」について、(財)日本穀物検定協会の食味ランキングにおける特Aの取得
- ・ 高温に強く、食味および外観ともに品質の高い新品種の育成
- ・ 新たな需要を切り拓く滋賀ならではの特色ある米づくりの支援
- ・ 買取り方式を基本とする、卸売業者および大口実需者との契約栽培（安定取引）の促進

②地域特性に応じた戦略作物の本作化による水田のフル活用

契約栽培を基本として、地域の特性に応じた麦大豆や飼料用米等の戦略作物の本作化をすすめるとともに、品質・収量の改善および省力化を進めることにより、水田のフル活用を図ります。

- ・ 集落を基本とする地域ぐるみによる土地利用調整（麦をはじめとする畑作物の団地化）の維持に対する支援
- ・ 新たな需要への対応と品質、収量性に優れた麦・大豆の新品種を選定し、導入を促進
- ・ 国産需要が多い大豆の作付拡大の推進
- ・ 大豆300A技術など戦略作物の省力化・収量向上技術の指導推進
- ・ 播種前契約に基づく麦類の安定生産の推進
- ・ 麦大豆の不適地等に対する飼料用米の作付推進
- ・ 飼料用途向け多収品種の選定（主食用米品種より）

③マーケットインの視点からの野菜等の園芸作物や近江の茶の生産振興 【野菜等園芸作物】

都市近郊の立地条件をいかし、生産物を都市へ出荷する「産地形成型園芸」と消費者が来訪する「呼び込み型園芸」の2本柱で本県の園芸を振興します。

◇産地形成型園芸の推進

- ・ 契約取引等実需者や市場への出荷を目指した水田における野菜や果樹、花きの作付けを推進

- ・生産性の向上を目指した栽培技術の開発や低コストで省力化の図れる機械、施設の導入を促進
- ・ＪＡグループとの協定の「野菜や果樹などの園芸作物の生産振興に関すること」に基づく「(仮称)園芸特産振興協議会」を設置、活用した、複数ＪＡとの連携による広域型産地の育成を支援

◇呼び込み型園芸の推進

- ・環境こだわり栽培で野菜、果樹を少量多品目生産し、地場供給する「しが型産地」の育成を支援
- ・集客力のある伝統野菜や果樹等の生産拡大を推進
- ・直売所の活性化を目的とした野菜、花きの少量土壌培地耕や果樹のポット栽培等マニュアル化された栽培技術を活用し、新たな担い手による園芸品目生産の推進
- ・四季を通じて開園できる観光農園の設置への支援と観光客誘致に向けたＰＲ等の展開

【茶】

茶生産者の経営発展に向けた産地の構造改革を進めるとともに、新たな需要の創出を図ることにより高品質な「近江の茶」としての販路の拡大を図ります。

- ・担い手への茶園の集積および荒茶加工施設の整備、集約化による大規模経営体の育成を支援
- ・新規就農者（就職就農者）育成に向けた大規模経営体および生産者組織の体制整備
- ・計画的な改植の推進、有望品種の導入、作業効率向上のための茶園整備等による生産性の向上を支援
- ・茶商業者との連携による消費者ニーズに対応した新たな茶種の生産拡大および茶の機能性を生かした新商品の推進
- ・輸出に対応した「近江の茶」の生産・流通体制の整備
- ・首都圏における認知度の向上を図るため、「近江の茶」の単品販売を支援

④近江牛（うし）など畜産の振興と飼料自給率の向上

近江牛（うし）や酪農の生産基盤強化、また資源循環型養豚や鶏肉・鶏卵の地産地消を進めるとともに、飼料自給率を上げることにより、本県の畜産を振興します。

- ・近江牛の子牛の哺育・育成や繁殖雌牛の管理を行うキャトル・ブリーディング・ステーションの整備による繁殖素牛および肥育素牛の県内確保と近江牛の出荷頭数の拡大
- ・性判別技術や受精卵移植技術の活用による計画的な乳用後継牛の確保と和牛子牛生産の拡大
- ・牛群検定を積極的に活用した乳用牛の生産性向上の支援
- ・関係事業者とのマッチングによる資源循環型養豚の推進
- ・直売、加工販売の充実による鶏卵・鶏肉の地産地消の取組の推進
- ・飼料用米や稲発酵粗飼料（稲WCS）等の生産、流通・保管、利用の拡大による耕畜連携の促進
- ・エコフィード（食品残さ等を利用して製造された飼料）の生産・利用の促進による飼料自給率の向上
- ・畜産クラスター（畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型畜産を実現するための体制）を活用した地域における畜産の収益性向上の取組の推進

⑤琵琶湖漁業の資源量の回復と養殖業の振興

琵琶湖漁業の漁獲量を回復させるため、効果的な種苗放流や水産有害生物の駆除、産卵繁殖環境の改善などに取り組み、在来魚介類の資源量の増加を図る。

- ・アユ資源の安定を図るためのアユ資源の早期把握による人工河川の効率的な運用
- ・産卵場や生息場の環境悪化などによって減少した天然資源を補うため、在来魚介類の種苗放流を実施
- ・ニゴロブナをはじめとする在来魚の食害を低減するため、外来魚駆除を実施
- ・アユをはじめとする在来魚の食害を低減するため、カワウ駆除を実施
- ・セタシジミやホンモロコ稚魚の生息環境を改善するため、水草刈取りや湖底耕うん、水草を食べるワタカの放流を実施
- ・天然および放流魚介類の再生産を確保して持続的な漁業を実現するため、資源管理型漁業を推進
- ・ビワマスや琵琶湖産アユ、淡水真珠など、本県ならではの養殖業を振興

⑥安全・安心な農畜水産物の生産

GAPや農場HACCPなどの管理手法を取り入れた栽培管理や飼養管理を推進し、安全・安心な農畜水産物の生産を推進します。

- ・農業生産工程管理（GAP）の未実施産地への取組推進や、より高度な取組への誘導
- ・飼養衛生管理水準の向上による家畜伝染病の発生予防と危機管理体制の強化
- ・家畜の快適性に配慮した飼養管理による生産性の向上
- ・農場HACCPの普及による生産段階における畜産物の安全性向上
- ・食の安全安心推進計画に基づく農畜水産物の安全確保
- ・動物用医薬品や農薬等の適正使用の指導
- ・農産物の安全性を向上させる栽培技術や品種の充実

⑦ ICT等新技術の活用

気象変動等の外的要因、農地間の地力差・動植物の個体間差や技術の習熟度の差などによる品質・収量のバラつきを最小限に抑え、生産の高位安定化とコスト低減を図るため、ICT等新技術の活用を推進します。

- ・農業の新たな担い手を確保するため、ICT等を活用した熟練者のノウハウのデータ化を支援
- ・更なる収量・品質の高位安定化と生産コスト低減を図るため、ICT等を活用した生産工程管理、センシング技術や過去の蓄積データを活用した精密農業等の導入支援
- ・水稻生育予測、土壌施肥管理および病虫害発生予測等の農業環境情報システムの活用支援
- ・分娩監視や発情発見のためのICT活用による精密飼養管理システムの普及による生産性の向上
- ・少量で流通にのらない魚介類などの有効活用を図るため、漁業者が消費者や飲食店等に漁獲物を直接販売するためのICT活用を支援
- ・酪農における搾乳ロボットや哺乳ロボットなどロボット技術の活用

【成果指標】

- 主食用米の収穫前契約の率
- 水田の利用率
- 園芸品目の算出額
- 直売所における園芸品目の販売額
- 新たな茶種を生産する経営体数
- 黒毛和種子牛の生産頭数
- 琵琶湖漁業の漁獲量（外来魚を除く）
- 外来魚生息量
- カワウ生息数

(3) 農畜水産物の魅力発信と消費の拡大

① 県産農畜水産物の認知度向上と販路拡大

しがの農畜水産物マーケティング戦略」や「輸出戦略」の展開を図りながら、国内外に向けて県産農畜水産物の魅力発信と販路拡大を推進します。

- ・ 県産農畜水産物のブランド力の強化のため、地理的表示保護制度（GI）

を活用促進

- ・ 近江米、近江牛、近江の茶、湖魚、近江の野菜をはじめとする「滋賀の食材」の総合的なPRの推進
- ・ 京阪神、首都圏など県外へのPRと販路の開拓、拡大
- ・ 海外に向けた情報発信と輸出の拡大促進
- ・ 「琵琶湖八珍」をはじめとする農畜水産物を観光資源として活用するため、商工・観光事業者等と連携して、観光客や消費者へのPR活動を展開
- ・ 近江牛（うし）の販売戦略を策定し、それに基づくブランド力強化と販路拡大

② 環境こだわり農産物の理解促進と付加価値の向上

環境こだわり農産物の認知度向上を図るとともに、販路の拡大や加工食品での利用を促進することで、付加価値の向上を図ります。

- ・ 県内をはじめ琵琶湖の水を利用されている流域（京阪神）の消費者に対する理解促進、消費拡大に向けたPR
- ・ 環境こだわり農産物の販路拡大など流通の促進
- ・ 環境こだわり農産物の加工食品での利用・販売の促進

③ 「おいしが うれしが」キャンペーンによる地産地消の推進

「おいしが うれしが」キャンペーンの取組拡大により、多様な事業者との連携や交流を進めることで、県産農畜水産物の販路拡大を図るとともに、滋賀の魅力ある地産地消を推進します。

- ・ 多様な事業者との連携による地産地消の推進
- ・ 食品事業者等との交流促進による県産農畜水産物の利用拡大
- ・ 直売所や卸売市場を通じた県産農畜水産物の地産地消の促進
- ・ 県産農畜水産物の学校給食への利用促進
- ・ 琵琶湖産魚介類の流通を拡大させるため生産者が行う消費促進活動を支援
- ・ 農畜水産分野からの食育の推進

【成果指標】

- 「滋賀のおいしいコレクション」サイトのページビュー数
- 環境こだわり農産物の加工食品数（新規）
- 「おいしが うれしが」キャンペーン県内の登録店舗数

(4) 担い手と地域を支える良好な生産基盤の保全

① 農業水利施設のアセットマネジメントの推進

農業水利施設の効率的かつ計画的な保全更新対策を推進し、安定的な農業用水の供給を図るとともに、農業者の負担を軽減し、本県水田農業の持続的な発展を支えます。

- ・ 滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画に基づき基幹的な施設の効率的かつ計画的な保全更新対策を推進
- ・ 「適切な日常管理」「定期的な機能診断」「計画の作成」「対策の実施」という「アセットマネジメントサイクル」を確実に実施
- ・ 施設や機能診断についての情報等を一元管理する「データベースシステム」の充実強化
- ・ アセットマネジメントの推進・調整を行う実施体制を強化

② 農地の利用条件の整備

農業の省力化や汎用化に向けた農地や水路の整備補修を行うことで、担い手への農地の利用集積と効率的な農業経営を支えます。

- ・ 担い手への農地利用集積のため、区画拡大や水路補修等を推進
- ・ 暗渠排水の整備により、水田の汎用化を推進
- ・ 地域の実情に応じた生産基盤の機能を確保するため、農地中間管理機構、土地改良区などとの連携を強化

③ 水田農業を守る農業用施設の適正管理

土地改良区の運営基盤の強化を図るとともに、多様化する水田農業に的確に対応する施設管理や合理的な水利用を進めます。

- ・ 農業構造の変化に的確に対応した施設管理を行うための指針等を作成し、土地改良区の運営基盤の強化や施設管理を支援
- ・ 農業用水を安定的に供給するため、水源となる農業用ダムや揚水機等を適正に管理
- ・ 農業用施設の合理的な水利用のための管理手法等を指導・助言

④ 在来魚介類の産卵・繁殖場などの整備・保全

湖辺の水ヨシ帯や湖底の砂地の造成などにより、湖岸域の開発などで失われた在来魚介類の産卵・繁殖場や生息場の回復を図ります。

- ・ ニゴロブナなどの産卵・繁殖場を回復させるため、水ヨシ帯を造成

- ・セタシジミやホンモロコの生息場を回復させるため、砂地を造成
- ・ニゴロブナやホンモロコの再生産助長技術の開発と事業の展開

【成果指標】

○効率的・計画的なアセットマネジメントの推進

①保全更新対策実施地区数

②データベースシステムの強化

○コイ科魚類の産卵期における水ヨシ帯面積

2 誰もが暮らしやすい活力ある農村・漁村の振興

(1) 多様な主体による農地等の維持保全

① 地域農業戦略指針に基づく魅力ある農村の創出

集落の話合いに基づいて、担い手をはじめ、集落の農業者と住民が互いに支え合い、地域農業の持続・発展と「農」による地域再生を目指す活動が実践されるよう推進します。

- ・ 集落自らが地域の実情に応じた将来の農業・農村の姿を描き、その実現に向けた話合いを、関係機関・団体と一体となって推進
- ・ 地域おこし講座の開催や専門家の派遣等による集落の実践支援

② 地域ぐるみの取組による農地や水路・農道、農村環境の保全

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援し、水路や農道等の地域資源の適切な保全管理を推進します。

- ・ 「地域農業戦略指針」に基づき、集落機能の低下等による水路や農道等を維持管理する共同活動が低迷している集落への働きかけの強化
- ・ 広域活動組織（旧市町単位や100ha以上の水系単位）の設立支援
- ・ 「滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会」を中心とした研修会等活動組織に対する技術的支援の充実
- ・ 地域資源の適切な保全管理に向けて、担い手育成と連動した、地域の取組の質的・量的な充実・向上を図っていく仕組みである「地域資源保全管理構想」策定への支援の強化
- ・ ホームページや情報誌の発行等による情報発信の充実

③ 中山間地域の生産活動の維持

農業生産条件が不利な条件にある中山間地域において、農業生産活動等の継続ができるよう地域の取組を支援します。

- ・ 集落の話合いに基づく集落ぐるみの共同活動の推進
- ・ 近隣の集落との共同作業等、集落間の連携の推進
- ・ 棚田の魅力発信や、農業体験ツアー、農家民宿などによる都市農村交流の推進
- ・ 多様な団体との連携による活性化の推進

④農村・漁村地域の防災・減災対策の推進

地域住民の暮らしの安全と快適な生活環境を確保するため、ソフト・ハードの両面から農業用ダム・ため池・農道橋・排水機場等の整備を促進します。

- ・大規模な地震発生に備え、農業用ダムやため池、農道橋、排水機場等の耐震点検の推進と危険な農業用施設の整備
- ・決壊すると多大な影響を与えることから、ため池のハザードマップの作成指導

⑤鳥獣害のない集落づくり

地域の被害状況に応じて、集落が一体となって被害防止策に取り組めるよう、「集落ぐるみによる鳥獣害対策」を推進し、鳥獣害のない集落づくりを進めます。

- ・集落ぐるみによる鳥獣害対策が実施できるよう、集落リーダーの活動支援
- ・集落ぐるみの鳥獣害対策が実施されている集落における、対策の継続と、新たな営農への取り組み支援
- ・耕種農家や地域集落が繁殖和牛を放牧することで鳥獣害の接近を防止する「滋賀県型和牛放牧」の推進

⑥耕作放棄地の発生防止と再生利用の推進

担い手対策・農地集積対策、中山間直接支払等を通じて、耕作放棄地の発生防止と再生利用の推進を図ります。

【成果指標】

- 地域農業戦略指針に基づき、今後の農業・農村の目指す姿を描きその実現に向けた計画を策定する集落数（再掲）
- 農地や農業用施設を共同で維持保全されている面積（農地維持支払交付対象面積）
- ため池ハザードマップの作成
- 中山間地域等直接支払交付金の交付面積
- 農振農用地区域内の再生可能な荒廃農地面積

(2) 農村・漁村の持つ地域資源の活用

① 移住・定住につながる多様な交流活動の促進

地域資源を活用して都市と農村の交流を進め、移住・定住につながるきっかけづくりを行うとともに、林業、観光などの産業、交通などのインフラ、医療、福祉などと連携した総合的な支援を行い、農村・漁村への定着化を図ります。

- ・都市住民のニーズを把握し、また所得機会を増やすような、農村の活性化につながる創意工夫の取組を支援
(地域の祭り、農業体験、棚田ボランティア、農家民宿、観光地と連携した直売など)

② 農村・漁村の新たな価値の創出

農村・漁村にある様々な地域資源を活用するなど農村・漁村の6次産業化を進めるとともに、豊かな資源を活用してエネルギーの地産地消を進めます。

- ・農業水利システムと魚のゆりかご水田が織りなす琵琶湖と共生する滋賀の環境こだわり農業の「世界農業遺産」認定を目指す取組の促進
- ・地域住民が、伝統野菜や食文化、自然環境等の地域資源を見直し地元商工業者、大学等と連携し、ひと工夫加えた新たな特産品開発・生産に取り組むよう推進
- ・農業水利施設の維持管理費低減のため、農業用水を活用したマイクロ水力発電の推進
- ・土地改良区を対象とした研修など、発電に関する運営管理に対する支援の充実
- ・身近な農業用水を活用したエネルギーの地産地消に対する支援の充実
- ・稲わらと堆肥の交換などによる資源循環の推進
- ・河川漁場を地域資源として活用するため、遊漁者を増やす取組を支援

③ 都市的地域の特性を生かした農業の振興

市街地やその周辺の農地の活用により、生産現場と消費者が近い地の利を生かした農業を進めます。

- ・直売所向け農産物の生産支援など都市的地域の利点を活かした生産

活動の推進

- ・市民農園、体験農園などを通じた農業への理解の促進
- ・都市農業振興基本法に基づく地方計画の策定

【成果指標】

- 世界農業遺産の取組
- 都市農業振興基本法に基づく地方計画の策定

3 琵琶湖をはじめとする環境に配慮した農業・水産業の展開

①環境こだわり農業のさらなる推進

環境こだわり農産物の栽培面積の拡大や新技術の開発・普及、農業排水対策や堆肥利用の促進などに取り組み、環境こだわり農業をさらに推進します。

- ・「みずかがみ」をはじめとする環境こだわり米の拡大や重点とする園芸品目の推進などによる環境こだわり農産物の生産拡大
- ・環境負荷削減に向けた新たな技術の開発・普及
- ・農業水利施設の機能保全計画に節水型・循環型の対策を位置づけ、保全更新時に一体的に推進
- ・農業排水を再利用する循環かんがい施設の高度な活用を行う地域を支援
- ・農業排水が特に問題となっている流域では、総合的かつ重点的に実施
- ・耕畜連携の強化による堆肥利用の促進
- ・地球温暖化防止に効果の高い農業の推進

②琵琶湖や水田等の生物多様性の保全

魚のゆりかご水田の面積拡大や水産有害生物の駆除、琵琶湖固有種の生息環境の改善などに取り組み、琵琶湖や水田等の生物多様性を保全します。

- ・魚のゆりかご水田など「豊かな生きものを育む水田づくり」の取組面積の拡大
- ・「魚のゆりかご水田米」などブランド米販売に向けたPRや消費者との交流活動の推進など、地域の活性化に向けた支援の充実
- ・「豊かな生きものを育む水田づくり」の活動組織間の交流を深めるネットワーク組織の設立支援
- ・ニゴロブナをはじめとする在来魚の食害を低減するため、外来魚駆除を実施（再掲）
- ・アユをはじめとする在来魚の食害を低減するため、カワウ駆除を実施（再掲）
- ・セタシジミやホンモロコ稚魚の生息環境を改善するため、水草刈取りや湖底耕耘、水草を食べるワタカの放流を実施（再掲）

③琵琶湖環境研究推進機構による研究と成果の活用

琵琶湖環境に係る複雑な課題に対し、調査研究から施策の立案まで総合的に取り組む中で、まずは漁獲量の減少要因を解明するとともに、漁獲量の回復を目指します。

- ・森林・河川・琵琶湖などの水系や餌環境の「つながり」の視点から、漁獲量の減少要因を解明

- ・ 同機構の研究成果を基に漁獲量回復に向けた施策を立案・実施

④ 資源活用により環境保全に貢献する畜産業の推進

水田を飼料生産のための場として活用することにより、水田機能維持や環境負荷軽減に貢献する環境保全型の畜産を推進します。

- ・ 非主食用米生産による水田機能維持を図るための、飼料用米や稲WCSの利用推進
- ・ 麦作予定田など資源的利用の推進が必要な水田における、稲わらの飼料化収集の推進
- ・ 環境への負荷軽減を図るとともに、畜産経営の安定化を目指したエコフィードの利用促進

【成果指標】

- 環境こだわり米の水稲全体に占める割合
- 魚のゆりかご水田など豊かな生き物を育む水田の取組
- 外来魚生息量（再掲）
- カワウ生息数（再掲）

V 他分野との連携施策の推進

本県農業・水産業の目指す姿を実現するために、農政水産分野の施策だけでなく、商工・観光、教育、森林・林業、環境など他分野と連携を深め、効果的に施策を推進します。

1 商工・観光

- ・ 農畜水産業者と商工、観光分野の事業者とのネットワークの構築を推進
- ・ 中小企業応援ファンドなど商工施策の活用による、6次産業化と農商工連携の一体的な推進
- ・ 「滋賀・びわ湖ブランド」との連携による滋賀の食材の情報発信とブランド力向上の推進
- ・ 観光分野との連携による農業体験等を含む観光需要の開拓と受入れ体制整備の充実支援

2 教育

- ・ 学校給食や農業体験等を通じた子どもたちへの食育の推進
- ・ 琵琶湖漁業・食文化に関する県内の学校等における出前授業や調理体験の推進
- ・ 地域課題の解決に向けた県内大学との共同研究による商品開発や販路開拓等の支援
- ・ 県内大学との連携による農業法人等におけるインターンシップ受入れの推進と県内での就業の促進

3 森林・林業

- ・ 木質未利用資源などのエネルギーや資源循環型農業への利活用の推進
- ・ 農業用水の水源確保や漁場環境の改善に資する除間伐等の森林整備の推進

4 環境

- ・ 鳥獣被害対策本部による被害防除、生息地管理、個体数管理など総合的な鳥獣害対策の推進
- ・ 関係部局が連携した琵琶湖南湖における水草の駆除対策の推進

5 福祉・医療

- ・ 高齢者の健康づくりや、障害のある人の就労訓練・雇用のための福祉農園の設置の取組を促進

- ・ 医学・農学系大学と生産者との医農連携による滋賀の食材の持つ機能性や健康面での効用の分析と活用を推進

6. 防災等

- ・ 関係部局との連携による社会インフラの戦略的維持管理と災害に強い県土づくりの推進
- ・ 高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等家畜防疫に係る危機管理体制の充実強化

VI 計画の推進

1 各主体との連携

この計画を実現するためには、市町や国、関係団体と相互に連携・協力を図りながら、取組を進める必要があります。

(1) 市町や国との連携

農業者や漁業者に最も身近な市町とは特に連携・協力を図りながら、農業農村振興事務所を中心にそれぞれの地域特性に応じた協働した取組を進めます。また、国については、日頃からの情報共有等を通じて、本県の実情を踏まえた施策の活用を図るとともに、地域における課題解決に向けて必要な政策提案を行います。

(2) 関係団体との連携

計画の推進にあたり、農業協同組合をはじめ、土地改良区や漁業協同組合等の関係団体との連携を図ります。

特に、農業協同組合については、「滋賀県と滋賀県農業協同組合中央会との農業振興等に関する協定書」（平成27年4月27日締結）に基づき、本県農業の持続的発展と農村の活性化を目指した連携した取組を進めます。

2 試験研究および普及事業を通じた計画の推進

(1) 目指す姿を実現するための試験研究の推進

施策を推進するにあたって技術面からの確に対応するため、「試験研究推進計画」を策定し、研究目標を具体的に定め、試験研究の重点化を図ることにより、計画的に試験研究を推進します。

(2) 施策推進のための効果的な普及事業の展開

生産現場において施策・事業を効果的に推進するため、「協同農業普及事業の実施に関する方針」を定め、以下の課題※を普及指導活動として設定し、効果的な普及活動を実施します。

※「協同農業普及事業の実施に関する方針」は、今年度改定予定であり、改定後の普及指導課題を記載する。

